

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 6 月25日

【会社名】 株式会社オカムラ

【英訳名】 OKAMURA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 中 村 雅 行

【本店の所在の場所】 横浜市西区北幸二丁目 7 番18号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 045(319)3401(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 コーポレート担当 福 田 栄

【最寄りの連絡場所】 横浜市西区北幸一丁目 4 番 1 号

【電話番号】 045(319)3445

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 コーポレート担当 福 田 栄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2024年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金43円 総額 4,077,994,182円

ロ 効力発生日

2024年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業領域の拡大および多様化に対応するため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第2条第10項は、各種システム、ソフトウェア、インターネットを用いた事業およびデジタルコンテンツに関する各種事業を事業目的に追加するものであります。

(2) 変更案第2条第11項は、当社の各事業に関する製品の中古品の売買を事業目的に追加するものであります。

(3) 変更案第2条第12項は、当社の各事業に関する製品および目的物の保守、レンタルおよび関連サービスの提供を事業目的に追加するものであります。

(4) 条文の新設・移設に伴う条数の整備のほか、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役12名選任の件

中村雅行、河野直木、山木健一、井上健、荒川和巳、福田栄、伊藤裕慶、狩野麻里、上條努、菊地美佐子、水本伸子及び丹保人重を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

宮崎信太郎を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

内田晴康を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	823,980	280	66	(注) 1	可決 98.34
第2号議案 定款一部変更の件	824,001	259	66	(注) 2	可決 98.34
第3号議案 取締役12名選任の件				(注) 3	
中村 雅行	763,741	60,514	66		可決 91.15
河野 直木	821,423	2,837	66		可決 98.04
山木 健一	821,399	2,861	66		可決 98.03
井上 健	821,389	2,871	66		可決 98.03
荒川 和巳	821,423	2,837	66		可決 98.04
福田 栄	821,349	2,911	66		可決 98.03
伊藤 裕慶	802,552	21,708	66		可決 95.78
狩野 麻里	822,012	2,248	66		可決 98.11
上條 努	802,074	22,186	66		可決 95.73
菊地 美佐子	802,094	22,166	66		可決 95.73
水本 伸子	779,008	45,247	66		可決 92.97
丹保 人重	798,814	25,446	66		可決 95.34
第4号議案 監査役1名選任の件				(注) 3	
宮崎 信太郎	823,959	299	66		可決 98.34
第5号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 3	
内田 晴康	823,846	414	66		可決 98.33

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成数は、「事前行使における賛成数」と「当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計している。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。